

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年3月2日

【会社名】 株式会社コシダカホールディングス

【英訳名】 KOSHIDAKA HOLDINGS Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 腰高 博

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市大友町1丁目5番地1

【電話番号】 027-280-3371 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役グループ管理担当 土井 義人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル23階

【電話番号】 03-6403-5710 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役グループ管理担当 土井 義人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2019年10月10日開催の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社カーブスホールディングス（以下「カーブスホールディングス」という。）の当社が保有する全株式を、現物配当（金銭以外の財産による配当）により当社株主に分配すること（以下「本スピンオフ」という。）を、2019年11月27日開催の第50回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決定し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、2019年10月10日付で臨時報告書を提出し、また、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、2019年11月28日付及び2020年1月27日付で本臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、2020年3月1日付で、本スピンオフの効力が発生したことを受け、本臨時報告書の記載事項のうち、未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、本スピンオフは、本定時株主総会において本スピンオフに係る議案の承認がなされること、カーブスホールディングス株式の東証による上場承認が得られること、カーブスホールディングス株式の新規上場に際して同社の新株式発行が実施される予定である（当該実施のために必要な決定がなされ、中止されていない）ことを効力発生条件としておりましたが、いずれの条件も充足され、2020年3月1日付で効力が発生しております。

2 【訂正事項】

2 報告内容

（3）当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

（3）当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、2019年10月10日開催の取締役会において、当社の特定子会社であるカーブスホールディングスの当社が保有する全株式を、2020年2月29日時点の当社株主に対して2020年3月1日付で現物分配することについて、本定時株主総会に付議することを決定いたしました。本スピンオフの結果、カーブスホールディングス及びカーブスジャパンは2020年3月1日付で当社とは資本関係のない独立した会社となる予定であり、当社の特定子会社に該当しないこととなります。なお、本スピンオフは、本定時株主総会において本スピンオフに係る議案の承認がなされること、カーブスホールディングス株式の東証による上場承認が得られること、カーブスホールディングス株式の新規上場に際して同社の新株式発行が実施される予定である（当該実施のために必要な決定がなされ、中止されていない）ことを効力発生条件としておりましたが、そのうち、本スピンオフに係る議案についての本定時株主総会における承認及びカーブスホールディングス株式の東証による上場承認が得られております。また、かかる上場承認を受け、カーブスホールディングスは、2020年1月27日開催の同社取締役会において、同社株式の新規上場に際して同社の新株式発行を実施することを決議しております。

異動の年月日

2020年3月1日（予定）

（訂正後）

（3）当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、2019年10月10日開催の取締役会において、当社の特定子会社であるカーブスホールディングスの当社が保有する全株式を、2020年2月29日時点の当社株主に対して2020年3月1日付で現物分配することについて、本定時株主総会に付議することを決定いたしました。本スピンオフの結果、カーブスホールディングス及びカーブスジャパンは2020年3月1日付で当社とは資本関係のない独立した会社となり、当社の特定子会社に該当しないこととなりました。なお、本スピンオフは、本定時株主総会において本スピンオフに係る議案の承認がなされること、カーブスホールディングス株式の東証による上場承認が得られること、カーブスホールディングス株式の新規上場に際して

同社の新株式発行が実施される予定である（当該実施のために必要な決定がなされ、中止されていない）ことを効力発生条件としておりましたが、いずれの条件も充足され、2020年3月1日付で効力が発生しております。

異動の年月日
2020年3月1日

以上